

「令和2年度放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費)」に係る
新規研究課題の公募要項

令和元年 12 月 26 日
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線防護企画課

放射線源規制及び放射線防護による安全確保のための根拠となる調査・研究について
令和2年度から新規に実施する研究事業を公募します。

I. 主旨

- ・ 原子力規制委員会は原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守ることを使命としており、平成 24 年 9 月に設置されて以来、課題に応じた安全研究を実施し科学的知見を蓄積してきました。平成 28 年 7 月 6 日には「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を公表し、安全研究の目的を 4 つの柱^{*}に整理したうえで、放射線源規制・放射線防護分野に対しても調査研究活動の推進をしているところです。
※①規制基準等の整備に活用するための知見の収集・整備、②審査等の際の判断に必要な知見の収集・整備、③規制活動に必要な手段の整備、④技術基盤の構築・維持
- ・ こうした状況を踏まえ、放射線源規制・放射線防護による安全確保のための調査・研究を体系的かつ戦略的に実施するために、平成 29 年度から「放射線対策委託費(放射線安全規制研究戦略的推進事業費)」として、2 つの事業を実施しています。具体的には放射線源規制・放射線防護による安全確保のための根拠となる調査・研究を推進するために放射線安全規制研究推進事業を、規制活動及び研究活動の土台となる放射線防護研究関連機関によるネットワーク構築を支援するために放射線防護研究ネットワーク形成推進事業を実施しています。
- ・ 本事業では、原子力規制委員会、放射線審議会等において示された技術的課題の解決につながるような研究を推進するとともに、研究活動を通じた放射線防護分野の研究基盤の強化を図ります。事業を通じて得られた成果は最新の知見として国内制度への取り入れや規制行政の改善につなげていきます。これらの活動によって調査・研究と行政施策が両輪となって、継続的かつ効率的・効果的に放射線源規制・放射線防護による安全確保を最新・最善のものにすることを目指します。

II. 公募の内容

A. 放射線安全規制研究推進事業

(1) 事業の概要

- ・ 本事業は原子力規制行政のうち放射線源規制・放射線防護による安全確保の体制整備に係る課題解決及び重要施策の推進のために、研究課題について若手を含む幅広い研究者から提案を受けた上で調査研究を委託するものです。
- ・ 令和2年度については、研究推進委員会における重点テーマ案の議論（※）を踏まえ、原子力規制委員会は、(2)に示す重点テーマを設定しています。

※研究推進委員会

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kiseikenkyuu/index.html>

- ・ 重点テーマに沿った提案については、課題選定の審査の際、加点対象となりますが、それ以外のテーマでも、放射線防護上重要な研究提案については、採択の対象となります。
- ・ 令和2年度は、上限2,000万円程度の課題を数件程度、採択することを予定しています。なお、上限額は目安であり、小規模な提案を排除するものではありません。

(2) 重点テーマ

原子力規制委員会(令和元年12月25日)が示す重点テーマは以下のとおりです。
なお、それぞれのテーマの詳細については別紙1を参照してください。

【重点テーマ】

- ① 原子力・放射線緊急事態における被ばく評価手法に関する研究
- ② 原子力災害に対する防護措置のリスク・ベネフィット評価
- ③ 国際動向を踏まえた放射線安全規制の技術的課題に関する検討

(3) 応募方法等

① 応募資格者

- ・ 研究機関※に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含むものとして、所属するものであること。
- ・ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること。
- ・ 大学院生等の学生でないこと。

※ア. 国公立試験研究機関、イ. 独立行政法人(国立研究開発法人を含む。)、特殊法人及び認可法人、ウ. 大学及び大学共同利用機関法人(国公立を問わず。)、高等専門学校、エ. 地方公共団体、オ. 一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人、カ. 民間企業(法人格を有する者)、キ. 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)

② 応募方法

- ・ 応募は、府省共通研究開発システム（以下「e-Rad[※]」という。）にて受け付けます。詳細は、別紙2の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法」を参照してください。
- ・ 提案書類は、下記のいずれかのウェブページからダウンロードしてください。
 - 原子力規制庁 HP：
<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/kiseikenkyuu/index.html>
 - e-Rad ポータルサイト：
<https://www.e-rad.go.jp/>

※e-Rad システムへの登録について

令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業費への応募に当たっては、e-Rad システムへの登録（研究機関・研究者情報）が必要です。登録には2週間程度の時間がかかりますので、未登録の場合には余裕をもって登録手続きをしてください。

③ 応募期間、締切り

令和元年12月26日（木）～令和2年1月28日（火）正午まで

締切り間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕を持って申請してください。

締切りは、記入ミス等の訂正による再提出も含めたものです。訂正版の提出でも締切りを過ぎると一切受理できませんので御注意ください。

(4) 重複応募の制限

① 推進費で令和2年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません

推進費で令和元年度に研究実施中で、令和2年度も継続予定の研究課題の研究代表者は、今回公募する令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業に、研究代表者として応募することはできません。

ただし、継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差支えありません。

② 研究代表者として複数の応募をすることはできません

今回公募する令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業に、研究代表者として複数の応募をすることはできません。研究代表者として実施する研究課題の提案は、（公募区分毎ではなく）推進費全体で1件のみに絞って御応募ください。

ただし、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に、研究分担者等として参画することは差し支えありません。

③ 既存の助成課題に類似する研究課題の応募をすることはできません

他の競争的資金等により実施中の研究課題（令和元年度末をもって終了するものを除き、令和2年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している研究課題の応募をすることはできません。また、研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的資金等の助成対象となった場合は、直ちに御連絡ください。

なお、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的資金担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(5) 応募に当たっての留意事項

- ・研究者は研究の過程において新たな知見として国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす健康危険情報※を覚知することがあり得ます。研究の過程で健康危険情報を得た場合には、原子力規制庁へ通報してください。なお、提供していただいた健康危険情報については、原子力規制庁において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するために用いるものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く迅速に提供してください。

※健康危険情報：放射線被ばくその他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報をいう。なお、厚生労働健康危機管理基本指針においては「健康危険情報」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を指します。

- ・複数機関が連携して提案する場合は、主任研究者を決め、主任研究者が所属する機関が代表して原子力規制庁と委託契約を結び、分担研究者には主任研究者が所属する機関から再委託を行うことを前提とします。そのため、主任研究者はその旨、所属機関の了解を取り、事務的サポートを受けられることを確認してください。
- ・研究期間は原則として最長で2年とします。別紙1に必要とする目標期限、成果内容及び成果活用方針を例示してありますので、研究計画作成の際には、留意してください。また、採択時に認められた研究期間であっても、成果に係る評価の結果等、諸処の事情により2年未満で本事業を終了する場合もあり得ます。
- ・この公募は令和2年度予算の成立を受けて実施するものです。また、採択された研究課題であっても事業の適切な実施を確保するため、研究計画の見直し又は中止を求めることがあることをあらかじめ御承知おきください。

(6) 不正行為等への対応について

- ・原子力規制庁では、競争的資金に係る不適正経理に対する処分の制度化及び適切な予防措置を講ずること並びにねつ造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を制定しており、違反者に対しては厳格な措置を行います。

① 研究費の不正な使用等に対する措置

研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還の措置を講ずることがあります。また、不正の内容等に応じて、推進費及び他府省等の競争的資金制度への申請及び参加の制限措置を講じます。

② 研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行及びコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、原子力規制庁への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置を講ずることがあります。

③ 研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん及び盗用）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、事実の公表の措置を講ずることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、推進費及び他府省等の競争的資金制度への申請及び参加の制限措置を講じます。

④ 原子力規制庁における研究活動の未然不正防止の取組みへの協力

研究を実施する研究代表者及び研究代表者が当該研究に実質的に参画していると判断する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究公正に関するプログラムを履修する必要があります。

上記履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を、原則、研究期間の初年度内に履修してください。履修状況については、実地検査等により確認することがあります。

ア. CITI Japan e-ラーニングプログラム

イ. 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

ウ. 研究代表者の所属機関が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

詳細については、以下を御参照ください。

○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置について「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 29 年 6 月 22 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

○研究開発費の不適正な経理処理（不正使用及び不正受給）及びデータのねつ造等の不正行為に関する規定について

「放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的研究資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成 30 年 12 月 12 日改正）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/genshi_fusei.pdf

○原子力規制庁から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項について

「研究機関における放射線安全規制研究戦略的推進事業による競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 30 年 12 月 12 日改正）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/genshi_guide.pdf

また、原子力規制庁が実施する事業に係る研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用の告発受付窓口を以下のとおり設置しています。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課 〒106-8450 東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号 TEL : 03-5114-2265 FAX : 03-5114-2266 E-mail : housyassenbougokikaku@nsr.go.jp

B. 放射線防護研究ネットワーク形成推進事業

放射線防護研究ネットワーク形成推進事業については、令和 2 年度の募集は行いません。

III. 採択課題の選定及び評価・管理

(1) 研究課題の審査

研究課題の審査については研究代表者から送付された指定の様式による計画書に基づいて、今後、開催する「放射線安全規制研究戦略的推進事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、研究課題の選定方針に従って採択の可否を検討します。採択の可否については事務局より御連絡します。

① 審査方法

推進委員会における審査は、透明性・中立性確保の観点から審査結果及び議事概要については公開します。ただし、応募された課題に含まれる提案者のノウハウなどの情報の秘密を守る観点から関係資料については非公開とします。審査方法は、応募された課題ごとに、様式不備の有無、応募の要件との合致性を確認するとともに、以下に定める審査基準に基づいて、推進委員会による審査を実施します。書面審査のほか、提案者からヒアリング（実施予定日：令和2年2月27日、実施場所：原子力規制庁）を実施する場合があります。（その際は事前に提案者に連絡をいたします。）

② 審査基準の考え方

提案課題は、以下の審査の考え方に基づき総合的に審査を行い採択します。

1) 研究目標の妥当性

- ・研究目標が、当該事業の目的や社会的ニーズを踏まえて示されており、また、課題の設定が重点テーマに適合しているか。あるいは、放射線防護の取組の発展に貢献するか。
- ・研究目標が、対象とする技術に関する最近の動向や問題点を正確に把握し、適切に設定されているか。
- ・放射線安全規制の改善、発展につながるものであるか。

2) 革新性、独創性、新規性

- ・放射線防護の発展の観点からみて、革新性や独創性に富んだ研究であるか。
- ・国内外の放射線防護の研究状況からみて、これまでにない新たな知見が得られる等の新規性があるか

3) 研究効果、発展性、研究成果及び共同研究の有効性、相乗効果

- ・得られる研究成果が今後の展開を含めて行政施策につながるような計画になっているか。
- ・原子力規制庁の技術支援機関[※]や放射線防護に関連する学会との連携等、研究成果を関連する研究者が活用しやすいような形で実施しているか。

※原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究を実施する機関

- ・若手を含む専門家の育成につながる事及び他分野の人材が放射線防護分野に参入するきっかけになる事に配慮しているか。
- ・放射線防護分野の人材育成への貢献に配慮しているか。

4) 研究計画の妥当性

- ・実施項目が適切に過不足なく設定され、目標達成に向けてのロードマップが適切に示されているか。
- ・本研究を行える設備・体制等の当該研究の基盤はきちんとできているか。
- ・実施体制に含まれる研究者は提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験、実績を有しており、課題の実施期間中に研究を円滑に推進できるか。

5) 若手人材育成

- ・若手人材からの提案であるか、又は研究チームの研究参加者※に若手人材を含んでおり、当該若手人材が研究の中で一定の裁量を与えられ、リーダーシップを発揮できる方針が明確であるか。

※研究参加者とは、主任研究者、分担研究者と同じ研究室等に所属して、主任研究者又は研究分担者の研究計画の実施に参加する者とする。

6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。

参考：えるぼし認定、くるみん認定

えるぼし認定(厚生労働省ウェブページ)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000134501.pdf>

くるみん認定(厚生労働省ウェブページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

③ 審査における留意点

- ・ⅡA(3)①応募資格者に記載された条件を満たしていない、又は研究計画書に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- ・研究計画書だけでは十分な技術的裏付けが得られない場合、技術的根拠となる書類等を追加で提出していただく場合があります。
- ・「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、研究課題の不合理な重複及び研究資金の過度の集中を排除するため、研究計画書に記載した他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入れ状況等の事項について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取

消し又は減額配分とする場合があります。

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

- ・ 推進委員会委員は、委員として知り得た情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても正当な理由無く、第三者に漏洩、又は使用しないこととしています。また、審査の対象となる課題の主任研究者又は分担研究者と利害関係がある委員は、当該研究課題の審査を棄権します。
- ・ 原子力規制委員会及び推進委員会の委員、原子力規制庁職員その他の関係者へ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。なお、仮に応募課題の関係者から陳情等があった場合には、陳情者が当該研究課題に参画予定の研究者本人か否かを問わず、その応募課題は審査対象から除外することがあります。また、採択に係る通知以前に関係者へ採否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

(2) 評価・管理等

① 研究の評価と管理

- ・ 全ての研究課題について、年に1回、都内で開催する「放射線安全規制研究戦略的推進事業研究成果報告会」（以下「成果報告会」という。）で研究成果の報告をしていただきます。
- ・ 毎年度、研究課題に対して年次評価を、調査・研究期間の終了後には事後評価を行います。評価は研究の実施状況や成果について有識者によって構成される「放射線安全規制研究戦略的推進事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が評価します。結果によっては次年度以降の研究課題の方針の変更及び研究費の増減等もあり得ます。
- ・ 「競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、資金の不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為があった場合は、応募制限の期間を置くことがあります。

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

IV. その他

(1) 研究成果の取扱い

① 委託業務成果報告書の提出

受託者は、毎年度の研究成果をとりまとめた委託業務成果報告書を、紙媒体及び電子媒体で提出していただきます。電子媒体はコンパクトディスク（CD-R）又はDVD-Rとし、ファイル形式をPDF形式とします。また、紙媒体の様式については原子力規制庁で指定することがあります。成果については成果報告会で発表をしていただきます。

② 知的財産権の帰属

研究を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、受託者に帰属させることができます。その詳細については契約時に定める契約条項によることとします。

なお、研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ受託者と再委託先の間で取り決めてください。

③ 成果の利用

事業の成果を利用（成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者又は再委託先に所属する職員であり、国内外にかかわらず請負先は利用できません。

(2) 歳出予算の繰越しについて

交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に委託事業が完了しない見込みのあるものについては、委託費を翌年度に繰り越して執行することができる場合があります。

研究者等は、繰越しの対象となる事由が生じたと考えられる場合には、原子力規制庁担当課に事前に相談してください。その際、対処の方法として事業費の繰越し以外に方法がないこと、年度内の執行が不可能であること、かつ当該事業費が事業の目的の変更を伴わないこと等について説明してください。

繰越手続きの書類については、「繰越手続きの書類に関する取扱について（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき作成してください。

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kurikoshi.pdf>)

なお、事業費を事務委任している所属機関の長に併せて事前相談の状況を説明してください。

(3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも

連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

現在、競争的資金全体でも公募・審査等において活用する方向で検討が進んでおりますので、researchmapに登録くださるよう、御協力をお願いします。

<researchmap についての問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

知識基盤情報部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

電話による問合せ：03-5214-8490

（受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00）

(4) 問合せ先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

放射線防護企画課（担当：辻 智也）

（住所）〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号

（電話）03-5114-2265

テーマ①：原子力・放射線緊急事態における被ばく評価手法に関する研究

テーマ解説	<p>○ 特定放射性同位元素の輸送事故等も含めた原子力・放射線緊急事態においては、防護措置および被ばく医療を的確に行うために、汚染・被ばくをした可能性のある者の被ばく評価を、事態発生後早期に実施する必要がある。</p> <p>○ 平成 29 年に日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターで発生した作業員のプルトニウムの内部被ばく事故において明らかになったように、α 核種のバイオアッセイ等、緊急事態の被ばく評価には特殊な技術を必要とする場合があり、現状では実施できる機関や処理能力に限界がある。</p> <p>○ こうした背景から、過去の対応事例や技術動向を踏まえて、高度な被ばく評価手法（α 核種の内部被ばくにおけるトリアージ、迅速バイオアッセイ、生物学的線量評価等）を改良し標準化を進めることは、当該分野の専門家が減少している状況にあって、技術を確実に継承していくために、喫緊に取り組むべき課題である。</p> <p>○ ついては、原子力・放射線緊急事態における被ばく評価手法の改良及び標準化が求められている。</p>
必要とする成果内容と目標期限	<p>【1年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の被ばく評価の課題の整理 ・ 必要な知見の収集及び取得 ・ 実験的研究等による必要な知見の取得 <p>-----</p> <p>【2年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験的研究等による必要な知見の取得、手法の確立 ・ 効果的な現場運用のための研修法の作成
成果活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策指針及び関連マニュアル等への反映

テーマ②：原子力災害に対する防護措置のリスク・ベネフィット評価

<p>テーマ解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害時における避難等の防護措置は、放射線リスクを低減する一方で、対象となる住民に大きな負担を強いることになる。東京電力福島第一原子力発電所事故においても、無理な避難によって高齢者の死亡率が上昇したことが報告されている。 ○ このことは重要な教訓であるにも拘わらず、原子力防災の観点から十分な検討が行われているわけではない。例えば、要支援者のうち、避難によって健康リスクが高まる者は、施設敷地緊急事態では屋内退避をし、その後適当なタイミングで避難をすることになっているが、その枠組みにおいて、放射線以外のリスク要因が具体的かつ定量的に考慮されているわけではない。 ○ 今後、原子力災害対策をより適切なものとするために、防護措置に伴う放射線以外の健康リスクについて、実事例の解析等によりエビデンスを整理し評価することが必要である。 ○ ついては、原子力災害時における防護措置について、健康リスクを主眼としたリスク・ベネフィットの評価に関する研究が求められる。
<p>必要とする成果内容と目標期限</p>	<p>【1～2年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故等における防護措置と健康リスクの関係の調査及び分析、リスク評価手法の検討 ・ 防護措置判断上の主要なリスク要因の洗い出し、リスク評価手法の提案
<p>成果活用方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策指針及び関連マニュアル等への反映

テーマ③：国際動向を踏まえた放射線安全規制の技術的課題に関する検討

<p>テーマ解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国における放射性同位元素等の規制を、科学的・合理的かつ国際標準に整合したものとするためには、国際的な議論の動向を踏まえて、時機を失することなく改正を加えることが重要である。 ○ 放射線審議会では、平成 29 年以降これまで、国際放射線防護委員会（ICRP）2007 年勧告等の国内制度等への取り入れに関する調査・審議を行い、水晶体の等価線量限度、女性の線量限度及び実効線量係数等について検討を進めてきた。 ○ ICRP 2007 年勧告では、線量評価の基になる線量係数が変更されており、法令に取り入れに当たっては、円滑な運用のためにガイドやマニュアルを整備する必要がある。 ○ さらに、自然起源放射性物質の放射線防護に関する報告書が最近 ICRP より刊行されており、国内での利用実態に基づいて、改めて考え方及び対応を整理する必要性が生じている。 ○ ついては、ICRP をはじめとする国際動向を踏まえて、放射線安全規制の改善に向けた課題解決型の調査研究を進めることが求められる。
<p>必要とする成果内容と目標期限</p>	<p>【1～2年目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準値・管理技術に係る国内外の科学的知見の蓄積状況、管理手法における課題、作業実態、被ばく評価等に関する調査及び分析 ・ 課題解決に向けた調査研究及び提言取りまとめ
<p>成果活用方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な動向を踏まえつつ、規制機関として規制の技術的基準やガイドラインへの反映について、検討を行う。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

e-Rad は、競争的資金制度を中心として研究開発に係る申請等の手続きから成果報告等に至る一連のプロセスをインターネットを經由して処理する府省横断的なシステムであり、「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) システムの操作方法に関するお問い合わせ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から参照又はダウンロードすることができます。

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

（なお、ポータルサイトのトップページ最下段に、研究者及び研究機関向け情報提供ページへのリンクが設けられていますので、適宜御参照ください。）

(3) e-Rad の使用に当たっての留意事項

① e-Rad の利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに0:00～24:00です。

※上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

② 研究機関の登録

研究者が研究機関を經由して応募する場合、主任研究者が所属する研究機関及び分担研究者が所属する研究機関が、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続

きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

③ 研究者情報の登録

研究課題に応募する主任研究者及び研究に参画する分担研究者は、研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

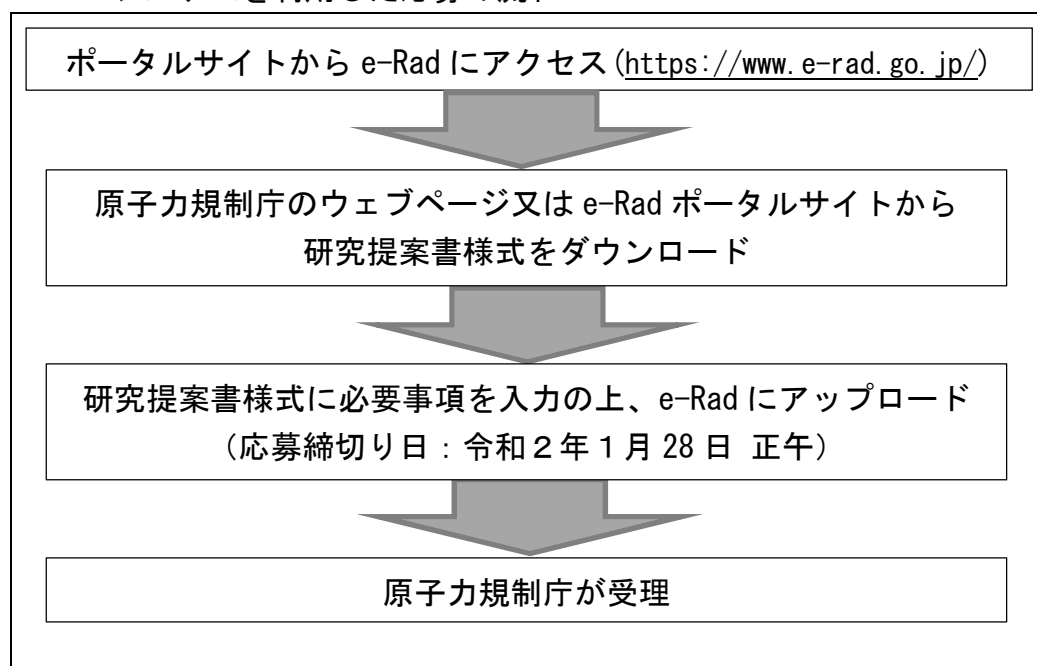
所属研究機関に所属している研究者の情報は、所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad 運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

④ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Rad を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(4) e-Rad システムを利用した応募の流れ



(5) システム上で提出するに当たっての留意点

ファイル種別	<ul style="list-style-type: none">○ 電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。○ 応募様式は、Word ファイルで提供しています。PDF にしてアップロードしてください。
画像ファイル形式	<ul style="list-style-type: none">○ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
ファイル容量	<ul style="list-style-type: none">○ 提案書の容量は、3 MB を目安として作成してください。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 提出締切り日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切り日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関を経由せずに申請している研究者は、原子力規制庁まで連絡してください。○ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、御確認ください。○ 主任研究者が責任を持って原子力規制庁へ提出してください。